

令和3年度事業継続支援緊急対策事業補助金

(自己所有物件事業者支援)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、青森市内に所在する店舗等に係る必要な経費の一部を支援します。

対象となる事業者

○青森市内において、自らが所有する店舗・事業所で事業を行っている事業者で、青森市内及び市外に本店を有する中小企業または小規模事業者等（個人事業主含む）

【対象業種】日本標準産業分類による下記の業種に該当するもの【全19業種】

・大分類I-中分類50~60 卸売、小売業 例) 食料品小売業、衣料品小売業 等

・大分類M-中分類76~77 飲食サービス業 例) 食堂、仕出し料理屋 等

・大分類K-中分類70 物品賃貸業（自動車賃貸業を除く） 例) 貸衣しょう業 等

・大分類L-中分類74 技術サービス業（他に分類されないもの） 例) 設計コンサルタント業、写真業 等

・大分類N-中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業 例) クリーニング業、理美容室 等

中分類79 その他の生活関連サービス業（運転代行業を除く） 例) 旅行代理業、写真プリント業 等

・大分類O-中分類82 その他の教育、学習支援業 例) 学習塾、音楽教授業、外国語会話教授業 等

・大分類P-中分類83 医療業のうち療術業 例) あん摩・指圧業、針灸業、柔道整復業 等

※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外です。

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者については、青森市税及び所在する自治体の市税等に未納がある場合は対象外です。

※令和3年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（家賃支援）により申請した店舗・事業所は対象外です。

補助額

○自己所有物件における事業継続のための支援（算定基礎額の2カ月分）

店舗等に係る家屋の固定資産税（令和3年度）の8割相当額を1カ月分の算定基礎とします。

※土地、住居部分、倉庫、駐車場、償却資産は対象外

1事業者あたり上限60万円（1事業所・店舗につき上限20万円、3事業所・店舗まで）

申請期間等

○令和3年7月1日（木）から令和3年8月31日（火）まで（8月31日当日消印有効）

申請書等に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて原則郵送で申請してください。

※様式記入の際、青森市税務部資産税課から送付された固定資産税納税通知書（令和3年度）をご用意ください。

【郵送先】〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 宛

手続きに必要な書類等

○事業継続支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び 対象者とわかるもの

※対象者とわかるもの

①許可業による場合は営業許可証等の写し、店舗や塾教室の写真等

②直近の決算書の写し 個人：確定申告書の写し（第1表、青色申告決算書または収支内訳書）

法人：決算報告書の写し（表紙、貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）

※居宅兼店舗などによる場合、店舗部分の面積・割合がわかるもの（寸法の入った図面等）

※市外に住所を有し、法人番号を持たない個人事業主等の小規模事業者にあっては、住民票の写し等

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者にあっては、所在する自治体の直近の完納証明書等

※青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（令和2年7月1日実施・12月23日実施）において交付決定を受けた事業者は、上記①の許可証の写し等、また、居宅兼店舗で店舗割合に変更のない事業者は、図面等を省略可能です。

【お問い合わせ先】

青森市経済政策課 事業継続支援チーム ☎017-734-5132

補助対象19業種

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)

大分類	コード	中分類
I 卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
K 不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業 (自動車賃貸業を除く)

大分類	コード	中分類
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	73	広告業
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業(運転代行業を除く)
	80	娯楽業
O 教育, 学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	83	医療業(うち療術業)
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業

Q & A 抜粋

Q1. これまで実施された自己所有物件事業者向けの事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施・12月23日実施)の交付を受けたが、決算書の写しは必要か。

A1. 必要となります。

直近の決算書の写しは省略できません。個人事業主の方は令和2年の確定申告書の写し、法人の場合は直近の決算年度の決算報告書の写しをご提出ください。

Q2. これまで実施された自己所有物件事業者向けの事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施・12月23日実施)の交付を受けたが、本制度の請求額について再度計算が必要か。

A2. 再度の計算が必要です。

本制度では、令和3年度の家屋に係る固定資産税額を基に計算するため、再度ご計算頂くことになります。青森市税務部資産税課から送付された固定資産税納税通知書(令和3年度)をご参照ください。

Q3. 居宅兼店舗(事業所)は対象となるか。

A3. 主に居宅として利用されている物件は対象になりません。

なお、主に店舗(事業所)として利用され、間仕切り等により物理的に明確に区分されている場合に限り対象となりますが、店舗部分の面積で按分した金額が補助対象経費となるため、面積がわかる書類及び明確に区別されていることがわかる図面・写真等を提出してください。

Q4. 自己所有物件と賃貸借物件で事業を実施しているが、令和3年度事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援)と2制度への申請は可能か。

A4. 申請可能です。なお、本制度と令和3年度事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃支援)の2制度に申請される場合、1事業者あたり2制度合算で3事業所・店舗までが対象です。申請前にご確認、お問い合わせの上、申請してください。

Q5. 申請者と所有者が異なる場合は対象外か。

A5. 原則、申請者本人(個人・法人)が所有する店舗・事業所で事業を行っている事業者を対象としているため、対象外です。ただし、個人事業主の場合、事業者本人と一体となって事業を実施している配偶者、親子の所有である場合は対象となります。